

新生活始めた若者狙った悪質商法 ～ 電力契約 強引な勧誘に注意 ～

内容

- 4月から賃貸マンションで1人暮らしをしている。1週間前、訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住民の皆さんにお願いしている」と言われ応じた。検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットの口コミで知った。契約を変更するつもりはなかった。対処法を教えてください。(20代 男性)

消費生活センターからのアドバイス

2016年から電力の小売りが全面自由化され、従来の地域の電力会社以外の電力事業者と自由に契約できるようになりました。

しかし、訪問してきた事業者の担当者が「電気代が安くなる」などと言って検針票を見せるように迫ったり、「マンション全体で契約先の電力会社が当社に変更になる」と事実と異なる説明をしたりして、電力の契約を迫るといふ相談が寄せられています。

トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

「検針票を見せて」と言われても、すぐに応じないようにする。検針票の情報が分かれば契約変更が可能となってしまう。

突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、訪問してきた会社の社名や連絡先等の情報、訪問の目的、電力契約をどこと結ぶのかをしっかりと確認する。

電気やガスの契約について、「アパートやマンション全体で契約変更が必要」などと言われた場合は、必ず管理人や管理会社に確認する。

「電気代が安くなる」と言われた際は、必ずそのプラン内容と現在の契約内容を比較検討する。プランによっては、現在よりも電気料金が高くなる可能性もある。

事業者から訪問を受けて契約した場合、適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフができる。意図しない契約をしてしまった場合には、速やかにクーリングオフを申し出る。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

